

議案第11号

斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の 基準等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：福祉課】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し（第5条の改正規定）

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準を見直します。

(2) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング方法の拡充（第16条の改正規定）

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を設けたうえで、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置を活用したモニタリングを行うことを可能とします。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進（第16条及び第32条の改正規定）

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けます。

(4) 「書面掲示」規制の見直し（第25条の改正規定）

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けます。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 重要事項の揭示に係る経過措置

重要事項の揭示に係る措置の義務付けについては、施行日から令和7年3月31日までの間は努力義務とします。